

議案第 8 9 号

関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

関市長 山 下 清 司

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年
関市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第１２条中「第３３条の１０各号」を「第３３条の１０第１項各号」に改める。

第１７条第２項を次のように改める。

- ２ 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１２条又は第１３条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。